

自治労・東学ニュース

東京都学校事務職員労働組合（東学） 新宿区西新宿2-8-1 都庁第2本庁舎32階
（東京都人事委員会勧告特集号） 2024年10月21日 NO.693

東京都人事委員会が10月18日に給与等の勧告を出す 例月給の公民較差10,595円、2.59%解消のため（初任層に重点、全級全号給に配分）引き上げ 特別給0.20月分引き上げ 4.65月⇒4.85月（期末手当と勤勉手当に配分）

初任給 I類B +29,300円（196,200円→225,500円）
II類 +29,300円（170,400円→199,700円）
III類 +27,900円（160,100円→188,000円）

実施時期 給料表の引上げは、2024年4月に遡及、特別給の引き上げは、2024年12月支給の期末・勤勉手当から実施。

諸手当等の制度改正

1. 扶養手当 配偶者に係る扶養手当を廃止し子に係る手当額を13,000円に引き上げる。2年をかけて実施。
2. 通勤手当 新幹線等の特別料金等の額を含めて1か月当たり150,000円に引き上げる。
3. 在宅勤務等手当 新たに月3,000円の在宅勤務等手当を設ける。通勤手当に関し所要の措置を講ずる。
4. 諸手当等の制度改正は、2025年4月1日から実施。

東学の見解

1. 3年連続で、例月給と特別給の引き上げ勧告がなされとことは、2024春闘の結果や組合員の要求に一程度応えたもの。
2. 初任給を大幅に引き上げた（29,300円）ものの、若年層と中高年層の引き上げ額の差が大きい。1級と2級の最高号給付近では、1,000円の引き上げ額にとどまっている。
3. 全世代で改訂がなされたものの、給与改定のフラット化が進められている。
4. 扶養手当の配偶者手当の廃止には、給与の引き下げとなる職員も出てくるので、問題が残る。子ども手当の増額は、歓迎する。
5. 通勤手当の改善と在宅勤務手当等の新設は、歓迎する。
6. 「60歳前後での給与水準が連続となるように給与制度を設計」（意見）に注目しています。
7. 教員の働き方改革については、東京都教育委員会の取り組みに「期待」するのみ記述があるだけで、人事委員会としての積極性が感じられません。

賃金確定闘争は、3者協と共に、都労連・都庁職の闘いに連帯して取り組みます

全国的な闘争は、自治労に結集して闘います。東京都段階の闘争には都労連・都庁職の闘いに連帯して闘います。3者協（東学・アイム89・都障労組）として都教委に要求書を提出し、共同して都教委要請行動を取り組みます。確定闘争の山場には統一行動を配置します。

アベノミクス（大規模な金融緩和）見直しが

約10年も続いた異次元の大規模の国債大量買入れは、貨幣を大量に刷って、円安と株高に誘導しました。儲かったのは、輸出関連の大企業と一部の富裕層でした。国債購入によって、お金を市場に供給するとともに、長期金利を引き下げる。その結果、日本銀行の国債保有残高は、発行残高の5割超の約580兆円にまで膨らみました。金融緩和政策を修正すれば、景気を冷やし、株価は暴落しかねません。緩和を継続すれば、円安と物価高につながります。大企業・富裕層の立場に立つのか、物価高に苦しんでいる一般国民の立場に立つのか、分かれめです。

2024春闘の結果

連合の集計では、正社員の賃上げは15,281円・5.10%（昨年同時期比4,721円増・1.52ポイント増）、うち300人未満の中小組合は11,358円・4.45%（同3,337円増・1.22ポイント増）となりました。7月の最終集計で3%を上回ったのは、賃上げ分の集計を開始した2015闘争以降初めてだといえます。

実質賃金が減少している

8月分の実質賃金は、前年同月より0.6%減少しました。3カ月ぶりのマイナスです。6月・7月は、ボーナスの大幅増があったため、プラスとなっていました。名目賃金は、3.0%増の29万6688円、消費者物価指数は、3.5%上昇。物価の上昇分を差し引いた働き手1人当たりの実質賃金は、5月まで過去最長の26カ月連続マイナスを記録していました。しかし、名目賃金は増えたものの、実質賃金は、ここ最近の大幅な物価上昇には追いついていません。ロシアのウクライナ侵略や円安の影響で物価が上昇し、生活必需品全般の価格が上昇し、一般国民の生活が苦しくなっています。

東学（3者協）の確定期の賃金引き上げ要求

1. 急激な円安、物価の高騰が続いていますが、実質賃金が上昇していません。物価の値上がりを超える一律大幅な賃金の引き上げを行うこと。
2. 基本賃金の改善については、都で働く労働者の生活を維持・改善することを基本に平均30,000円以上引き上げること。
3. 生計費原則を尊重して、昇給カーブのフラット化を行わず、号給増設を行うこと。行政職（一）1・2級、教育職1・2・3級の給与水準を引き下げないこと。
4. 一時金は、年間5か月以上支給すること。全額を期末手当とすること。
5. 地域手当は、本給に繰り入れること。
6. 在宅勤務等手当を導入すること。通勤手当を改善すること。
7. 扶養手当の配偶者手当の廃止は、賃金の引き下げとなる職員も出てくるので、問題が残る。子ども手当の増額は、歓迎する。